

## 財産運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人緑の地球防衛基金の定款第8条の規定に基づき、この法人の財産の運用方針、運用手続等について定め、もって財産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

### (財産の区分)

第2条 運用の対象となる財産の区分は、次のとおりとする。

- ① 基本財産
- ② その他の財産

### (財産運用責任者)

第3条 理事長は、理事会の承認を得て財産運用責任者を指名する。

2 理事長は、財産運用責任者を監督し、随時報告を求め、必要に応じて適切に指示しなければならない。

### (運用方針)

第4条 基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行う。

2 その他の財産は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。

### (運用対象)

第5条 運用対象は、財産の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

- ① 基本財産
  - ア 郵便貯金
  - イ 金融機関等への円建預金
  - ウ 元本保証の金銭の信託
  - エ 日本国国債
  - オ 次項に定める範囲内の円建債券
- ② その他の財産
  - ア 郵便貯金
  - イ 金融機関等への円建預金
  - ウ 元本保証の金銭の信託
  - エ 日本国国債
  - オ 次項に定める範囲内の円建債券
  - カ 元本非保証の金銭の信託
  - キ 日々決算を行う追加型公社債投資信託
  - ク 公社債投資信託

2 前項第1号オ及び第2号オで定める円建債券の範囲は、次のとおりとする。

- ① 前項第1号オに定める円建債券  
日本の格付機関のうち1社以上、又は外国の格付機関のうち1社以上が、A格以上と格付けしている円建債券
- ② 前項第2号オに定める円建債券  
日本の格付機関のうち1社以上、又は外国の格付機関のうち1社以上が、A格以上と格付けしている円建債券

3 財産運用責任者は、円建債券を購入後、前項に定める格付けを下回った場合は、理事長と協議のうえ直ちに対応を決定しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事会が特に認める場合は、第1項に掲げる運用対

象以外の商品に運用することができる。

(運用手続)

第6条 財産運用責任者は、運用に当たっては、あらかじめ理事長の決裁を受けなければならない。

(監事の職務)

第7条 監事は、財産運用責任者の業務状況について、定期的に又は理事会の要請に応じ又は監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速やかに理事会に報告するものとする。

(財産運用委員会)

第8条 理事会は、財産運用規程や財産運用方針などの、財産運用にかかる事項全般を検討するために、財産運用委員会を設置することができる。財産運用委員会の組織、運営方法等は別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、財産運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。